

第5編　南海トラフ地震防災対策推進計画

◆◆第1章 総 則◆◆

第1節 計画の方針

1. 南海トラフ地震について

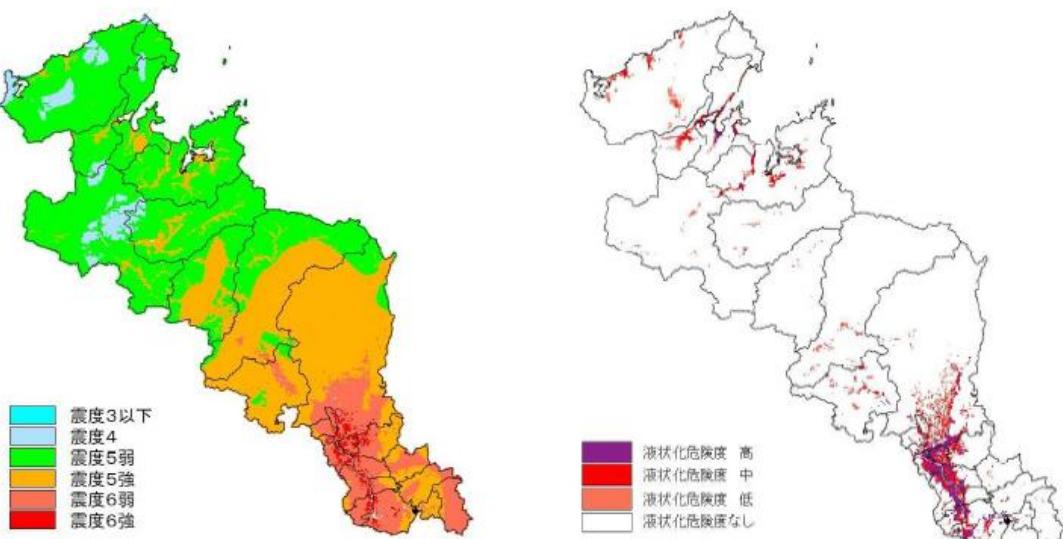
(1) 駿河湾から土佐湾までの南海トラフのプレート境界では、歴史的に見て、概ね100～150年の間隔で海溝型の巨大地震が発生している。このうち、駿河湾付近では、1854年の安政東海地震の後、約160年間にわたり巨大地震が発生しておらず、プレート境界での歪みが臨界状態まで蓄積している可能性が高く、いつ巨大地震（東海地震）が発生してもおかしくないと想定されている。

一方、東海地震の震源地と連なる遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界においては、1854年の安政東海地震と安政南海地震の後、1944年に昭和東南海地震、1946年に昭和南海地震が発生している。昭和東南海地震では東海地震の想定震源域が未破壊のまま残り、また、昭和南海地震はそれ以前に同地域で発生した地震に比べやや小さい規模とされている。巨大地震の発生間隔が約100年～150年であることから考えると、今世紀前半（2035±10年とも言われている）にも当該地域で巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されている。

(2) 東北地方太平洋沖地震の発生を受け、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」中間報告で南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震について、新たに想定地震を設定していくためには、これまでの科学的知見の整理・分析が不可欠であるとの報告が出された。そのため、過去に南海トラフのプレート境界で発生した地震に係る科学的知見に基づく各種調査について防災の観点から幅広く整理・分析し、想定すべき最大クラスの対象地震の設定方針を検討することを目的として、理学・工学等の研究者から構成される「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（以下、「モデル検討会」という。）が設置された。モデル検討会では、南海トラフ地震等の過去の被害資料及び最近の学術的知見を踏まえ、地震の揺れや津波の高さの分布について検討が行われた。

【モデル検討会による震度想定】

<京都府域>



(3) 平成25年11月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下、「南海トラフ地震法」という。）に改正された。南海トラフ地震法では南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）として指定し、南海トラフ地震に関する防災対策を推進することとされている。

(4) 中央防災会議の意見を受けた内閣総理大臣は推進地域の指定を行った。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

京都府域においては、震度6弱以上の揺れが想定された以下の18市町村が指定を受けた。

井手町のほか、京都市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町及び南山城村

(5) 中央防災会議防災対策実行会議の下に「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」が設置され、地震予知を前提としている大規模地震対策特別措置法に基づく防災応や南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の基本的な方向性について検討されたところ、報告書が取りまとめられた。

中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」において、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の防災対応の在り方や、防災対応を実行するに当たっての仕組み等について検討され、平成30年12月に報告書が取りまとめられた。この報告書を踏まえ、国においては平成31年3月に「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」を策定した。

2. 本計画の目的

本計画は、基本計画に基づき、南海トラフ地震法第5条の規定により南海トラフ地震による災害から府民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備や防災訓練、関係機関との協力確保、広報及び教育、備えておくべき体制整備等について定めるとともに、推進地域に指定されていない地域における対策についても必要な事項を定め、防災関係機関等が一体となって南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的として策定する。

3. 計画の修正

本計画においては、中央防災会議による被害想定を基に、防災対策を定めるものとし、今後、国、中央防災会議、府、隣接府県等の被害想定を参考にしながら、継続して検討を行い、必要に応じて本計画に見直しを加えるものとする。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、井手町地域防災計画震災対策編(以下「震災編」という。) 第1編第2章に定めるところによる。

【震災対策編第1編第2章参照】

◇◆第2章 災害予防計画◆◇

南海トラフ地震が発生した場合、東海地方から九州地方にかけての太平洋沿岸を中心に、きわめて広域にわたって甚大な被害が発生することから、防災関係機関が連携した広域的な防災体制が必要になる。

しかし、震源地により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、国や他府県からの応援は期待できないことから、府、市町村をはじめ府内の防災関係機関による「公助」もさることながら、住民が自らを守る「自助」、地域で助け合う「共助」による防災対策が重要となる。このため、町は、防災関係機関との日常からの連携を強化するとともに、住民、自主防災組織、事業所等と一体となって、南海トラフ地震による被害を最小限にとどめることを目標に、災害予防対策を推進する。

なお、災害予防対策を進めるにあたっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するとともに、消防団、自主防災組織の育成・強化にあたり女性の参画の促進に努めるものとする。

第1節 地域における防災力の向上

南海トラフ地震による被害を軽減し、社会的混乱を防止するため、防災関係機関並びに住民、自主防災組織、事業所等が一体となって、地域における防災力の向上に努める。

また、避難計画は、住民の身体生命に関わる重要な計画であるため、安全かつ的確な避難を行うことができるよう、あらかじめ計画を作成する。特に、災害時要配慮者に係る避難計画については、早期に作成するよう努める。

1. 町の対策

町長及び幹部に対する研修、防災担当組織の整備、情報伝達手段の充実、消防・救助資機材等の整備、防災訓練の実施、消防団・自主防災組織等防災活動組織の育成、防災関係機関と住民等との相互連携協力体制の確立、地域における防災活動拠点の整備、災害時要配慮者に対する避難支援体制の確立、安全な避難地・避難施設等の確保、事業所の防災活動活性化のための方策の検討

2. 住民及び防災組織の対策

住宅等の耐震化の促進、家屋内外における安全対策の実施（家具類の転倒防止、窓ガラス等の落下防止、ブロック塀の点検補修等）、生活必需品（食糧、飲料水等）の備蓄、各地域における避難対象地区・急傾斜地崩壊危険箇所等の把握、各地域に

おける避難地及び避難路に関する知識の習得、初期消火・救助活動及び応急手当に関する知識の習得、防災訓練及び防災事業への参加、地域内事業所との連携

3. 事業所の対策

施設等の耐震化及び安全対策の推進、必要物資の備蓄、従業員等に対する防災教育及び防災訓練の実施、地域コミュニティとの連携、災害時における事業継続及び地域の活力を維持・向上させる取組の維持（京都BCP）

第2節 広報及び教育

町は、震災編第2編第12章に定めるところにより、南海トラフ地震発生時における住民の適正な行動、住民の自発的な防災組織づくり、施設及び事業所の防災対策を推進するため、住民、防災活動組織、事業所等と協力して、防災に関する各種の広報及び教育を推進する。

また、緊急地震速報は、強い揺れが到達する前に地震発生を知らせ、防災対応を促すことにより地震被害の軽減に寄与することが期待されている。町は府と連携し、緊急地震速報の特徴、情報を受信した時の行動のあり方などが広く認知されて初めて混乱なく有効に機能するため、住民、自主防災組織、事業所等がこの情報により的確な行動がとれるよう周知に努める。

【震災対策編第2編第12章 参照】

1. 町職員に対する教育

(1) 町は、町職員に対し、地震発生時における的確な応急対策の実施を図るため、次の事項について、必要な防災教育を実施するものとする。

なお、防災訓練の実施については、次章によるものとする。

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ. 地震及び津波に関する一般知識
- ウ. 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ. 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ. 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ. 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2. 住民に対する防災知識の普及

(1) 町は、住民の防災意識の高揚を図るため、次により防災知識の普及徹底を図る。

なお、防災知識の普及に当たっては、従来、防災に関心の薄かった人々にも取組が広がるよう、正しい知識を分かりやすく提供できるよう、優良なコンテンツやメニューの充実に努めるものとする。

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- イ. 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ. 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- エ. 正確な情報の入手方法
- オ. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ. 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ. 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク. 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ケ. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3. 児童生徒等に対する教育

町及び学校等においては、次の事項について、関係職員及び児童生徒等に対して防災教育を実施するとともに、保護者に対しても連絡の徹底を図る。

(1) 教育（防災訓練の実施を含む）の内容

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ. 地震及び津波に関する一般的な知識
- ウ. 南海トラフ地震が発生した場合の緊急行動に関する知識
- エ. 応急手当の方法
- オ. 教職員の業務分担
- カ. 児童生徒等の登下校（園）時等の安全確保方法
- キ. 学校（園）に残留する児童生徒等の保護方法
- ク. ボランティア精神
- ケ. その他

(2) 教育・指導の方法

- ア. 教育活動全体を通じた児童生徒等への防災教育
- イ. 研修等を通じた教職員への防災教育
- ウ. P T A活動等を通じた保護者への地震防災に係る知識の周知徹底

(3) その他

防災教育に係る資料、教材等の情報の共有化

4. 広報

町は、地域の特性を踏まえ、地域密着型の防災意識の高揚を図るよう、必要な広報活動を実施する。広報にあたっては、災害時要配慮者や地理に不案内な旅行者等に対しても十分な情報提供が行われるよう留意する。

(1) 広報の内容

- ア. 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する情報
- イ. 地震及び津波に関する一般的情報
- ウ. 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する情報
- エ. 正確な情報の入手方法
- オ. 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ. 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する情報
- キ. 各地域における避難場所及び避難経路に関する情報

ク. 居住者等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

ケ. 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 広報の方法

ア. 講演会等の実施による広報

イ. 社会教育等を通じた広報

(ア) 社会教育施設における講座等を通じての広報

(イ) P T A、青少年団体、女性団体等の社会教育関係団体の会議、各種講演会及び集会等を通じての広報

(ウ) その他商工団体等関係団体の諸活動を通じての広報

ウ. 広報媒体等による広報

(ア) テレビ、ラジオ、新聞等による広報

(イ) パンフレット等による広報

(ウ) ホームページ等の情報通信環境による広報

(エ) ビデオ、スライド等による広報

(オ) その他の広報

エ. 移動式地震発生装置(起震車)等疑似体験装置等による広報

オ. 相談窓口の設置

(3) 広報時における留意事項

ア. 広報にあたっては、災害時要配慮者に対する十分な情報提供が行われるよう留意する。

イ. 地域の特性を踏まえ、関係機関が相互に連携しながら、地域密着型の防災意識の高揚が図れるよう留意する。

ウ. 地理に不案内な観光客等に対する広報についても留意する。

第3節 防災訓練

町は、南海トラフ地震等広域にわたる大規模な地震を想定した防災訓練を震災編第2編第13章の定めるところにより実施する。

なお、防災訓練の実施にあたっては、予想される南海トラフ地震の影響が広域にわたることから、住民、防災関係機関との連携を図ることを特に配慮する。

また、緊急地震速報を用いた防災訓練の実施についても検討する。

【震災対策編第2編第13章 参照】

第4節 災害に強い安全なまちづくりの推進

南海トラフ地震による災害から、住民の生命、身体及び財産を守るために、町は、予想される地震動、液状化危険度などを考慮した公共施設等の耐震化や防災基盤の整備等を計画的に実施し、災害に強い安全なまちづくりを推進する。

1. 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等

町は、地震防災上緊急に整備すべき施設等を、中長期的視点に立って整備する。具体的な事業の実施にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するとともに、南海トラフ地震発生時に円滑に活動できるよう、防災活動の拠点となる公共施設等の日常点検に努める。

また、災害時要配慮者に配慮するとともに、避難所等について、ユニバーサルデザイン仕様を検討する。

2. 住宅及び公共施設等の耐震化の推進

町は、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的に進めるため、井手町建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震化の推進を図る。

住宅その他の建築物については、その倒壊により人命を損なうことがあるため、住宅等の耐震化を促進する施策等を充実させ、地域全体の耐震化の推進を図るとともに、町役場、その他関係公共施設等災害時の拠点となる公共施設及び多数の者が利用する施設について、耐震化を推進する。

3. 文化財保護対策の実施

町に所在する多数の文化財は、永く将来に伝えていかなければならない貴重な国
民的財産である。

このため、町は震災編第2編第5章第2節に基づく対策を推進するほか、文化財
周辺における市街地の不燃化対策、緑地の保全、オープンスペースの確保などの延
焼防止対策や崖崩れ防止対策などを推進する。

【震災対策編第2編第5章第2節 参照】

4. 長周期地震動対策の推進

南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は活断
層による地震と比較して長周期成分を多く含み、地震動の継続時間も長いと予測さ
れている。

このため、町は、府や国と連携し、南海トラフ地震で発生する長周期地震動が構
造物に及ぼす影響を軽減させる対策を推進する。

5. 南海トラフ地震の時間差発生による災害の拡大防止

町は、南海トラフ沿いにおいて複数の地震が、数時間から数日の時間差で発生す
ることによる被害の拡大を防ぐため、以下の対策等について検討する。また、南海
トラフ沿いにおいて複数の地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、
南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対策等についても検討する。

- (1) 南海トラフ地震が連続して発生した場合に生じる危険に関する啓発
- (2) 後発地震により土砂災害等が発生し、被害を受ける可能性がある地域の避難対策
- (3) 先発地震による被災建築物が、後発地震によって倒壊すること等による人的被害
を防止するための、被災建築物応急危険度判定の早急な実施及び必要に応じた立入
禁止措置等の実施
- (4) 先発地震による被災宅地の擁壁等が後発地震によって崩壊することを防止するた
めの、被災宅地危険度判定の早急な実施及び必要な措置等の実施

◇◆第3章 災害応急対策計画◆◇

第1節 広域防災体制の確立

広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震では、直下型地震以上に、府や国と連携し、地震対策を実施する必要があるため、町は、平成26年3月に国が策定した「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」との整合を図りながら、震災編第3編第1章第6節に定めるところにより、広域防災体制の確立に努める。

また、震源地により近い府県における被害は、京都府域と比べ相対的に大きいと予想されていることから、災害発生直後は国や他府県からの応援が困難となることが想定されるため、できる限り府及び府内市町村並びに府内防災関係機関等により対応できる体制づくりを目指し、対策を検討する。

さらに、南海トラフ地震においては、太平洋側の広い範囲で被害が発生し、陸上輸送が困難となる事態も想定されるため、ヘリコプターによる搬送を可能にするため、ヘリポート等の整備に努める。

1. 被害予測に基づく資機材、人員等の確保及び物資の備蓄

- (1) 町は震災編第2編第8章第3節に定めるところにより物資の備蓄に努める。
- (2) 防災関係機関は、別途、被害想定等を基として、地震発生時において応急対策に必要となる資機材等及び人員等を勘案し、計画的な確保に努める。
- (3) (2)において、防災関係機関間又は防災関係機関と企業等が協定等を締結する場合においては、各機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力を図る。

第2節 南海トラフ地震に関連する情報が発表された際の対応

内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を踏まえ、気象庁から「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、町は府の対応に準じて次のとおり対応するものとする。

1. 「南海トラフ地震に関連する情報」の発表

気象庁は次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<ul style="list-style-type: none">・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<ul style="list-style-type: none">・巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<ul style="list-style-type: none">・巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	<ul style="list-style-type: none">・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none">・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く。）
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none">・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く）

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

2. 府の対応

- (1) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたときは、南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに関係部局へ連絡する。
- (2) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたときは、直ちに京都府災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。
- (3) また、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して、一定期間、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとるなど、適切な防災対応を取るよう呼びかける。
なお、呼びかけ内容は、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の決め、家具の固定の確認、非常持出品の確認等とする。
- (4) 南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の企業に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に個々の状況に応じて適切な防災対応をとるよう呼びかける。
- (5) 関係部局においては、京都府災害警戒本部会議等の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、必要に応じ所管する施設の点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。
また、京都府災害警戒本部会議等の開催結果について、直ちに南海トラフ地震防災対策推進地域に該当する市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に連絡を行うものとする。
- (6) 後発地震が発生しないまま時間が経過した場合は、気象庁から適宜発表される「南海トラフ地震関連解説情報」の内容に応じ、大規模地震の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行うよう呼びかける。

3. 町の対応

町は、府と連携を密にし、府が実施する対応に準じて対応を行う。

第3節 防災体制に関する事項

1. 災害対策本部等の設置及び要員参集体制

町長は、南海トラフ地震と判定される大規模地震が発生したと判断したときは、災害対策基本法に基づき、直ちに災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、本部長に事故等あるときの指揮順位は次のとおりとする。

順位	代 理 者
1	副 町 長
2	教 育 長

災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、震災編第3編第1章に定めるところによるが、広域にわたる災害により、通常の交通機関の利用ができないなど、職員の参集が困難となることも想定されるため、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別途定める。

【震災対策編第3編第1章 参照】

2. 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震の発生時においては、被害を防止又は軽減するため、町は、震災編第3編第2章に定めるところにより、被害状況等の把握や消火活動、救助・救急活動、医療活動、二次災害防止のための必要な措置、輸送活動、保健衛生活動、防疫活動等必要となる種々の対策を講じる。

(1) 被害状況等の情報収集・伝達

被害状況等の情報収集・伝達については、震災編第3編第1章に定めるところによる。通信設備の被災により、情報伝達網が寸断された場合にあっては、電波法第52条の規定による非常通信経路を用いる。

(2) 施設等の緊急点検・巡視

所管する公共施設等について緊急点検を行い、当該施設の被災状況等の把握及び復旧に努める。この場合において、特に防災活動の拠点となる施設や避難所・避難場所に指定されている施設及び緊急輸送道路の被災状況把握及び復旧に配慮する。

(3) 二次災害の防止

地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとる。

【震災対策編第3編第2章 参照】

3. 対策要員及び資機材、必要物資等の確保

町は、府に対し、対策要員の配備状況を報告し、必要に応じて、府職員派遣又は他の自治体職員応援派遣を要請する。また、発生後速やかに、町が所有する備蓄物資並びに協定締結業者から調達可能となる流通備蓄物資を把握し、その不足分を府に供給要請する。

4. 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得る必要があるときは、応援協定に基づき、応援を要請する。